

十和田市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づき、本市が将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるための指針となる十和田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に取り組むとともに、総合戦略に基づく施策の推進及びその進行管理を図るため、十和田市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生に係る人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の推進及び進行管理に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。
- 3 本部長は、本部会議を代表し、会務を統括する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第4条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部会議の進行は、副本部長が行う。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に前条第1項に規定する者以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庁内会議)

第5条 本部会議の下に部会として、総合戦略庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

2 庁内会議の部会長、副部会長及び部会員は、別表第2に掲げる職員をもって充てる。

3 庁内会議は、第2条各号に掲げる所掌事項について実務的な検討を行い、本部会議へ報告する。

4 庁内会議は、必要に応じて部会長が招集する。

5 部会長は、庁内会議を総括する。

6 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会長が必要と認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

8 ワーキンググループは、部会長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を庁内会議に報告する。

（庶務）

第6条 本部会議、庁内会議及びワーキンググループの庶務は、政策財政課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

2 第2条に掲げる所掌事項については、十和田市庁議規則（平成17年規則第11号）の規定は、適用しない。

別表第1（第3条関係）

区 分	職 名
本部員	教育長 病院事業管理者 総務部長 企画財政部長 民生部長 健康福祉部長 農林部長 観光商工部長 建設部長 上下水道 部長 中央病院事務局長 教育部長 議会事務局長

別表第2（第5条関係）

区 分	職 名
部会長	企画財政部長
副部会長	政策財政課長
部会員	総務課長 人事課長 秘書課長 管財課長 税務課長 収納課長 市民課長 国民健康保険課長 まちづくり支援課長 十和田湖 支所長 福祉課長 高齢介護課長 健康増進課長 農林畜産課長 とわだ産品販売戦略課長 観光推進課長 商工労政課長 土木課長 都市整備建築課長 管理課長 水道課長 下水道課長 業務課長 医事課長 教育総務課長 指導課長 スポーツ・生涯学習課長 市民図書館 長 議会事務局総括参事 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務 局長 農業委員会事務局長 会計管理者